

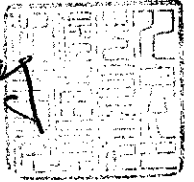


公益的法人等への札幌市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年3月21日

札幌市人事委員会

委員長 常本 昌樹



札幌市人事委員会規則第4号

公益的法人等への札幌市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への札幌市職員の派遣等に関する規則（平成14年人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

- (1) 別表1中「一般財団法人札幌市下水道資源公社」を「一般財団法人札幌下水道公社」に改める。
- (2) 別表2中「株式会社札幌ドーム」を「札幌丘珠空港ビル株式会社
株式会社札幌ドーム」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。